

## LOVOTアプリ使用許諾契約書

本契約は、GROOVE X株式会社（以下「当社」といいます。）が開発・販売するロボット「LOVOT」（以下「LOVOT」といいます。）用アプリ（コンピューター用アプリおよびスマートフォン用アプリならびにそれらのアップデート・アップグレード版を含み、以下「本ソフトウェア」といいます。）をお客様にお使いいただくための利用条件を定めるものです。本契約をお読みいただき、内容についてご同意のうえ本ソフトウェアをご利用いただくようお願いいたします。

なお、本ソフトウェアの中には、当社以外のソフトウェアの権利者が定める使用許諾条件を伴うソフトウェア（以下「対象外ソフトウェア」といいます。）が含まれている場合があります。対象外ソフトウェアのご使用は、各権利者の定める使用許諾条件に従っていただくものとします。

### 第1条（総則）

本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法ならびに著作者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されています。本ソフトウェアは、本契約の条件に従い当社からお客様に対して使用許諾されるもので、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。

### 第2条（使用権）

当社は、本ソフトウェアを、お客様がお持ちの本ソフトウェアに対応したコンピューターまたはスマートフォン等（以下「指定デバイス」といいます。）で、私的利用の目的で使用する、非独占的な権利をお客様に許諾します。

### 第3条（権利の制限）

1. お客様は、適用される法令、本契約、対象外ソフトウェアに適用されるライセンス条件その他の定め、または別途当社が許諾した範囲において明示的に認められる場合を除き、本

ソフトウェアの全部または一部を複製、複写、譲渡、販売、貸与、再使用許諾することはできないものとします。また、本ソフトウェアに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除したり、外観の変更をしてはならないものとします。

2. お客様は、本ソフトウェアを用いて、当社または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

3. 本ソフトウェアの使用に伴い、本ソフトウェアが自動的に本ソフトウェアで用いるためのデータファイルを作成する場合があります。この場合、当該データファイルは本ソフトウェアと看做されるものとします。

#### 第4条（本ソフトウェアの権利）

本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、当社または当社が本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を当社に許諾した原権利者（以下「原権利者」といいます。）に帰属するものとし、お客様は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

#### 第5条（本ソフトウェアによる情報の収集）

1. 本ソフトウェアを通じて取得されるお客様の情報および当該情報の取扱いについては、「LOVOTプライバシーポリシー」をご確認ください。

2. 本ソフトウェアには、本ソフトウェアの利用状況の分析等のための他社モジュールが使用されていることがあります。対象の他社モジュールについては<https://lovot.life/terms/module>をご参照ください。

#### 第6条（オープンソースソフトウェア）

1. 対象外ソフトウェアには、①ソースコードの形式でまたは無償で公に入手可能なソフトウェアを含むものまたはその派生物であり、かつ②本契約の規定と異なる定め（対象となるソフトウェアおよびその派生物をソースコードの形式で開示または頒布する義務、対象となるソフトウェアを任意の第三者に対して自由に使用許諾させる義務等を含みますが、これら

に限られるものではありません）の適用を受けるソフトウェア（以下「オープンソースソフトウェア」とします）が含まれることがあります。

2. 当社が開示するオープンソースソフトウェアのソースコードは、当社の指定するサイトにてご確認下さい。オープンソースソフトウェアには、それぞれのオープンソースソフトウェアに該当するライセンス条件が、本契約の代わりに適用されます。

## 第7条（ID等の管理）

本ソフトウェアのご利用にあたり、お客様には、当社が提供するGXメンバーズIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます）が必要となります。GXメンバーズIDの管理については、当社が定める「GXメンバーズID利用契約」に従っていただきますようお願いいたします。

## 第8条（責任の範囲）

1. 当社および原権利者は、本ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは本ソフトウェアが中断なく稼動することまたは本ソフトウェアの使用がお客様および第三者に損害を与えないことを保証しません。但し、当社および原権利者は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、本ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による本ソフトウェアの修補または当該エラー、バグ等についての問い合わせ先の通知を行うことがあります。本項に定めるソフトウェアおよびバージョンアップの提供方法または問い合わせ先の通知方法は当社または原権利者がその裁量により定めるものとします。また、当社および原権利者は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。

2. 本ソフトウェアの稼動が依存する可能性のある、本ソフトウェア以外の製品、ソフトウェアまたはネットワークサービス（当該製品、ソフトウェアまたはサービスは第三者が提供する場合に限られず、当社または原権利者が提供する場合も含みます）は、当該ソフトウェアまたはネットワークサービスの提供者の判断で中止または中断する場合があります。当社および原権利者は、本ソフトウェアの稼動が依存する可能性のあるこれらの製品、ソフトウ

エアまたはネットワークサービスが中断なく正常に作動することおよび将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。

3. 本ソフトウェアには当社または当社の指定する第三者のサーバーに指定デバイスを接続した際に本ソフトウェアが自動的にアップデートされる機能を有するものがあります。お客様が、この自動アップデートの機能を用いない旨設定した場合、または、アップデートをするか否かを問い合わせる設定にした場合で且つお客様がアップデートの実行を拒否した場合、当該本ソフトウェアの全部または一部の機能が使用できない場合があります。これについて当社は何等の責任を負わないものとします。

4. お客様に対する当社および原権利者の損害賠償責任は、当該損害が当社または原権利者の故意または重過失による場合を除き、いかなる場合にもお客様に直接且つ現実に生じた通常の損害に限定され、且つお客様が証明するお客様が本製品およびこれのために購入した当社の商品・サービス等の購入代金の総額を上限とします。但し、かかる制限を禁止する法律の定めがある場合はこの限りではないものとします。

#### 第9条（用途の限定）

本ソフトウェアは高度の安全性が要求され、本ソフトウェアの不具合や中断が生命、身体への危険、有体物または環境に対する重大な損害に繋がる用途（例えば、原子力発電所を含む核施設の制御、航空機の制御、通信システム、航空管制、生命維持装置または兵器）を想定しては設計されていません。当社および原権利者は、本ソフトウェアがこれら高度の安全性が要求される用途に合致することを一切保証しません。

#### 第10条（第三者に対する責任）

お客様が本ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、お客様自身が自らの費用で解決するものとし、当社および原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

#### 第11条（著作権保護および自動アップデート）

1. お客様は、本ソフトウェアの使用に際し、日本国内外の著作権法ならびに著作者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令に従うものとします。また、本ソフトウェアのうち、著作物の複製、保存および復元等を伴う機能の使用に際して、当社が必要と判断した場合、当社が、当該著作物の著作権保護のため、かかる本ソフトウェアによる複製、保存、復元等の頻度の記録をとり、状態を監視し、さらに複製、保存および復元の拒否、本契約の解約を含む、あらゆる措置をとる権利を留保することに同意するものとします。

2. お客様は、お客様が当社または当社の指定する第三者のサーバーに指定デバイスを接続する際、次の各号に同意するものとします。

(1) 本ソフトウェアのセキュリティー機能の向上、エラーの修正等の目的で本ソフトウェアが適宜自動的にアップデートされること（お客様が自動アップデートの機能を用いない旨の設定をした場合にはこの限りではありません）。

(2) 当該本ソフトウェアのアップデートに伴い、本ソフトウェアの機能が追加、変更または削除され、またお客様が行った本ソフトウェアの設定が変更または削除される場合があること。

(3) アップデートされた本ソフトウェアについても本契約の各条項が適用されること。

## 第12条（契約の解約）

1. 当社は、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約し、またはそれによって蒙った損害の賠償をお客様に対し請求できるものとします。

2. 前項またはその他の事由で本契約が終了した場合でも、第4条、第6条、第8条ないし第13条、第16条、第17条の規定は有效地に存続するものとします。

## 第13条（本ソフトウェアの廃棄等）

1. 前条の規定により本契約が終了した場合、お客様は本契約の終了日から2週間以内に本ソフトウェアおよびその複製物を廃棄するものとし、その旨を証明する文書を当社に差し入れするものとします。

2. お客様が、指定デバイスを譲渡または破棄する場合、または本契約が終了した場合には、お客様は、指定デバイス内の本ソフトウェアを削除するものとします。

#### 第14条（契約の改訂）

1. 当社は、本契約について、必要に応じて全部または一部を変更する場合があります。この際、変更がお客様の一般的な利益に適合し、または、変更が本契約の目的に反せず、変更の必要性および変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本契約および効力発生時期（少なくとも5営業日以上後）について、当社が運営する本製品に関するウェブサイトで周知することで本契約を変更するものとします。

2. 本契約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本契約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、お客様の個別の同意を得ることとします。

#### 第15条（第三者サービスについて）

本ソフトウェアから、もしくは本ソフトウェアへリンクを張っている当社以外の第三者のウェブサイト、ならびに本ソフトウェアと連携する機能を有する第三者が提供するサービス、アプリケーション等（以下総称して「第三者サービス」といいます。）の内容は、それぞれ各社の責任で管理されるものであり、当社の管理下にあるものではありません。第三者サービスは、それぞれの第三者サービスの掲げる使用条件に従ってご利用ください。当社は第三者サービスの内容について、また、それらをご利用になったことにより生じたいかなる損害についても責任を負いません。なお、本ソフトウェアとのリンクまたは連携という事実は、当社が同第三者サービスの利用や、第三者サービスに掲載されている商品、サービス、会社等を推奨することを意味するものではなく、また、当社と第三者サービスとの間に提携などの特別な関係があるということを意味するものではありません。

#### 第16条 反社会的勢力との関係排除

お客様が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、当社は契約の解除、その他当社が必要と判断する対応を行います。

## 第17条 一般条項

1. お客様は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。
2. 本契約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合であっても、本契約の残りの部分は引き続き有効とします。
3. 本契約は日本法を準拠法とします。
4. 本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成日：2019年8月31日

更新日：2019年11月22日